再雇用細則

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2021. 04. 01
2.0	主な業務内容の定義(第2条) 報奨を廃止し昇給基準を設定(第5条)	2023. 10. 01
2. 1	主な業務内容の定義の見直し(第2条)	2024. 10. 01

目 次

第	1条	目 的	-
第	2条	主な業務内容	-
第	3条	目標管理	-
第	4条	評 価	J
第	5条	昇給基準	J

再雇用細則

規程番号 0704-0101-00-細制定日 2021年 4月 1日 改正日 2024年10月 1日

(目 的)

第 1条 この規程は、再雇用規程の細則として定める。

(主な業務内容)

- 第 2条 主な業務内容は、次のとおりとする。
 - 2 シニア主査は、主査相当の業務を基本とし、会社が特別に命じる業務に従事する。
 - 3 シニア主事は、主事相当の業務に従事する。

(目標管理)

- 第 3条 後進育成および業務改善については、契約開始月に今年度に達成する目標を設定し、そ の作業計画を作成する。
 - 2 管理職群は、四半期ごとにその過程および成果を評価し、総務部へ報告する。なお、本 人へのフィードバックは、おこなわなくてもよい。
 - 3 上限年齢に達する者は、前項の対象外とする。
 - 4 目標の管理は、別紙1「個人目標管理シート(シニア)」を使用する。

(評 価)

- 第 4条 12月末基準で、「人事制度運用に関する細則」第3条に則り最終評語を決定する。
 - 2 評価は、別紙2「成績評価基準(嘱託)」、別紙3「自己評価報告書(嘱託)」、別紙4「成績評価報告書(嘱託)」を使用する。
 - 3 総務部は、評価結果および健康状態を参考にし、次年度の労働条件の見直しをおこなう。

(昇給基準)

第 5条 最終評語に応じて、次年度の基本給へ加算する。

最終 評語	S	A	B+	В	В-	С	D
金額	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円	0円	_

附則

2023年10月1日改正の規定は、2024年4月1日から施行する。

個人目標管理シート (シニア用)

部署名	
役職	□シニア主査 □シニア主事
氏名	
1. 作業計画	※ 具体的に記述すること
目標	
達成基準	
プロセス	
2. 四半期報告	
第1四半期	
(実績)	
第2四半期	
(実績)	
第3四半期	
(実績)	
第4四半期	
(見込み)	
3. 四半期評価	
第1四半期	□問題なし(特記不要)
	□問題あり(詳細は下記参照)
第2四半期	□問題なし(特記不要)
	□問題あり(詳細は下記参照)
第3四半期	□問題なし(特記不要)
	□問題あり(詳細は下記参照)
第4四半期	□問題なし(特記不要)
	□問題あり(詳細は下記参照)